

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置

番号	構造改革特区において実施可能な特例措置	講じられる特例措置に係る根拠条項	特例措置を講じるに当たっての条件	所管省庁
201	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（技術移転事業者）	人事院規則（14 - 17）	国立大学教員等が技術移転事業者（TLO）の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ技術移転事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。	人事院
202	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（研究成果活用企業）	人事院規則（14 - 18）	国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ研究成果活用事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。	人事院

301	銀行法第12条の趣旨（＝銀行の業務範囲に一定の制限を課して、預金者の資産や取引の安全を害する事態を回避すること）等を踏まえた上で、特区内での銀行店舗等営業用不動産の有効活用申請について、優先的な処理	銀行法第12条	法律上の手当てが不要であること。	金融庁
401	住民票の写しの自動交付機の設置基準の緩和	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について（H2.6.19 自治省行政局振興課長通知）	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置基準の緩和	印鑑登録者識別カードによる請求に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について（H5.12.20自治省行政局振興課長通知）	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省
403	土地開発公社の保有地の賃貸の容認	公有地の拡大の推進に関する法律第17条	業務範囲の拡大が構造改革特区の趣旨、目的に合致し、特例措置を講ずる地域を限定する合理性が認められ、公社の経営の健全性を確保することが可能であること。	総務省
404	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する場合における事業許可の届出化と卸電気通信役務契約届出の免除	電気通信事業法第9条、第39条の5	電気通信事業法第41条の技術基準適合義務等を維持すること。	総務省
405	無線LAN等の出力の基準の緩和（5GHz帯無線アクセス）	電波法第4条 無線設備規則第41条の21	空中線利得によって出力を増大させるものとし、かつ、既存の固定局に混信を与えないこと。	総務省
406	無線アクセスシステムを電気通信事業者以外にも個別に免許を付与	電波法第7条 電波法施行規則第6条 無線設備規則第7条 周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）	当該地域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えないことを条件として、個別のケースに応じて免許する。	総務省

407	農家民宿における消防用設備等に係る消防令の規定に対する柔軟な対応（通知の発出）	消防法 17 条	現行制度と同等の安全性が確保されること。	総務省 （消防庁）
408	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し ----- 施設地区の基準の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第 10 条	代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の施設地区の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。	総務省 （消防庁） 経済産業省
	----- 特定通路の幅員の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第 11 条	代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の特定道路の幅員によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。	
	----- 通路の配置及び形状の基準の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第 12 条	代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の通路の配置及び形状の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。	
501	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大（「研究」資格での「投資・経営」活動の活性化等）	出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 第 2 項、別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 1 の 3、別表第 1 の 4	特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できるとし、この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。	法務省

502	外国人の在留期間（3年又は1年）の延長 （外国人研究者の在留期間の延長等）	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。	法務省
503	外国人の在留資格要件（審査基準）の緩和 ・「研究」資格：修士又は3年以上の研究 従事、もしくは10年以上の実務経験の 緩和 ・「投資・経営」資格：外国人の会社 設立制限の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。	法務省
504	構造改革特区に係る外国人からの入国、 在留諸申請の優先処理	出入国管理及び難民認定法第7条の2、 第20条、第21条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6 条の2別表第三、第20条、第21条		法務省
505	永住権取得要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第22条	永住権取得の許可要件について、運用上必要としている滞在期間を短縮する措置をとる。	法務省
701	通関業務の時間外手数料である臨時開庁 手数料の見直し	関税法第98条第1項、第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。	財務省
702	通関業務の24時間・365日化への対応	運用（関税法第98条関連）	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。	財務省

703	総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者等に開放	関税法施行令第51条の11第2号	許可を受けようとする地域全体を適切に管理又は運営できる法人であること等の要件を充足すること。	財務省
704	国立大学の施設、敷地等の民間事業者による使用の際の手の続の簡素化（財務大臣協議を財務大臣通知へ変更）	国有財産法施行令第11条第12号、第13条第1項、第14条	国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省
705	国立大学の施設、敷地等を民間事業者に使用許可する基準の緩和	国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号） （文部科学省所管国有財産取扱規程平成13年1月6日文部科学省訓令第23号）	文部科学省の判断を踏まえ、国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省
801	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和	学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準	学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること。	文部科学省
802	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化	（学校教育法施行規則第26条の2） 本条項に基づき研究開発学校制度の下に「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」を新設	憲法、教育基本法等に基づく学校教育の取組みとして適切なものとする事。	文部科学省
803	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条	不登校児童生徒のみを対象とすること、不登校児童生徒に対して教育上の適切な配慮がなされていること。	文部科学省
804	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和	学校教育法施行規則第63の5	高等学校の主体性を維持するため、単位認定に当たってのガイドラインをあらかじめ決めておくこと。	文部科学省

805	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能性	運用	特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること。通学すべき学校への復帰を前提とすること。対象とする児童生徒の基準を予め決めておくとともに、対面による指導等が適切に行われること。（なお、自治体からの具体的な提案の内容によっては、「802」又は「803」の特例措置を適用。）	文部科学省
806	幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩和	学校教育法第80条	必要な条例を定めること。	文部科学省
807	幼稚園と保育所を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う（幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする）	幼稚園設置基準	財政支援が重複しないよう適切な処置を講ずること。	文部科学省
808	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮	運用	市町村で採用する教員に係る特別免許状の授与であること。	文部科学省
809	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化	運用	市町村で採用する教員に係る免許状の授与であること。	文部科学省
810	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条	特区において、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合に当該市町村が教職員の給与を負担し任用すること。	文部科学省
811	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和	大学設置基準第37条、附則	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省
812	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和	大学院大学の審査基準について	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省

813	<p>国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）</p>	<p>研究交流促進法第 1 1 条第 1 項</p>	<p>地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。 試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。</p>	<p>文部科学省</p>
814	<p>国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。）</p>	<p>研究交流促進法第 1 1 条第 2 項</p>	<p>地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。 試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。</p>	<p>文部科学省</p>
815	<p>国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和</p>	<p>研究交流促進法施行令第 9 条第 1 項、第 3 項 研究交流促進法施行令第 1 0 条第 1、4 項</p>	<p>各省各庁に対する事後的な報告を行うこと。</p>	<p>文部科学省</p>
901	<p>社会保険労務士の業務に、労働契約の締結、変更及び解除の代理の業務を追加</p>	<p>労働基準法第 6 条 社会保険労務士法第 2 条</p>	<p>社会保険労務士、求職者及び労働者並びに代理の相手方である事業主のいずれもが、特区内に係るものである場合に限ることとするほか、一定の基準に該当する社会保険労務士を、代理の業務を行うことができる者として認定すること等を規定する方向で検討中。</p>	<p>厚生労働省</p>

902	島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化	職業安定法第11条第1項	厚生労働大臣が作成する特例の対象となる島嶼部の基準に適合すること。	厚生労働省
903	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の解釈の明確化	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2	地方公共団体の提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介機関が同一の場合で共同して職業紹介サービスを行うこと。	厚生労働省
904	キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認	雇用保険法第63条第1項、第4項、第5項、第7項	助成金受給を希望する個々の事業所に係る事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画の作成を代行し、助成金支給窓口（雇用・能力開発機構）による当該計画の内容や教育訓練の内容及び必要性等に係る照会に対応することが可能であること。	厚生労働省
905	県立の農業大学の届出による無料職業紹介事業の実施	職業安定法第33条の2	県の条例で定める農業大学校であること。	厚生労働省
906	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。（指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認）	老人福祉法第5条の2第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 身体障害者居宅生活支援事業の実施等について（平成12年7月7日付け障第528号） 在宅知的障害者デイサービス事業の実施について（平成3年9月30日付け児発第832号） 障害児通園（デイサービス）事業について（平成10年8月11日付け障第476号）	（関係） 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしていること。 （関係） 障害児関係施設の技術的支援を受けること。	厚生労働省
907	特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として公設民営方式又はPFI方式により株式会社を容認	老人福祉法第15条第4項		厚生労働省
908	児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49条第1項、第56条第1項	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること	厚生労働省

909	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第55、56、68、69条	障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること。	厚生労働省
1001	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認	農地法第3条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省
1002	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、市民農園を新たに開設する者と地域との調和や市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省
1003	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴う森林の残置要件及び造成要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達） 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）	保安林の解除により実施される施設設置等による景観や騒音等周辺環境への影響が許容されるものであること。 保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。 特例措置として解除する保安林等の有していた機能に代替する措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省

1004	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達） 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）	実施しようとする事業の主たる区域が保安林以外であって、解除を要する保安林が当該区域に隣接し、一定規模以内のものであること。 保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。 特例措置としての保安林の解除の代替措置として、必要に応じて、当該保安林の保全対象の移転その他の措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省
1101	使用済物品等又は副産物を再生資源として利用してアルコールを製造する場合、アルコール事業法に基づく販売及び使用に係る許可を不要とし、流通管理（帳簿記帳・定期報告等）を行わないことを容	アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節（第21条～25条）及び第4節（第26条～30条）、第35条～第37条	当該アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれがないものとして製造されること。	経済産業省
1102	中心市街地の活性化のための大規模小売店舗の新設及び変更の際の手続きの簡素化	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号	都道府県等が、中心市街地の構造改革特区に関する認定申請の事前手続として、あらかじめ店舗の立地する市町村や住民等に対して構造改革特区計画案の内容を十分説明し、意見を聴取すること。	経済産業省
1103	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の拡大	電気事業法施行規則第21条	特区内の供給者と需要家との関係において、資本関係等に関わらず、需要家保護措置を要しない密接な関係が確保されること。	経済産業省

1104	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令	たとえば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。	経済産業省
1105	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大	電気事業法施行規則第48条第4項	たとえば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。	経済産業省
1106	運転停止時に燃料電池内の燃料ガスを排除するための不活性ガス（窒素ガスボンベ）の常備の不要化	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第35条	現在実施されている定置用燃料電池普及基盤整備事業（ミレニアムプロジェクト）で収集された技術データに基づく技術検討結果などに応じ、例えば、（水素ガスを含む）停止時の残存燃料ガスによる爆発の防止や、停止時の残存燃料ガスによる発電の継続の防止に対する適切な代替措置が講じられること。	経済産業省
1107	ジメチルエーテル（以下「DME」という。）の実験設備について、一定の条件下における装置の改良又は改造に伴う許可申請手続きの簡素化（許可が必要なものは届出化、届出が必要なものは届出免	一般高圧ガス保安規則第14、15、16、17条	DMEの実験設備であり研究開発目的で使用される設備について、処理量の変更を伴わない構造変更であること。	経済産業省
1108	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションに係る保安統括者等の選任の免除	一般高圧ガス保安規則第64条	たとえば自動遮断装置等保安統括者等を選任しなくても高圧ガス製造設備の保安が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省

1109	地方公共団体の提案に基づく燃料電池自動車及びDME自動車に係る、車両と燃料タンクと一体での再検査の可能化	容器保安規則第25条、第26条（容器細目告示第2条）	たとえば目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等の代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1110	地方公共団体の提案に基づく定置式製造設備（燃料電池自動車のための水素ステーション、DMEステーション）の保安距離規制の緩和	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1111	地方公共団体の提案に基づくDMEの実験設備における防爆構造が困難な計測機器の容認	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号	たとえば換気、ガス漏えい検知設備の完備等防爆性能を有する構造でなくとも良い代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1112	地方公共団体の提案に基づく液化水素ガスの輸送容器の充填率の上限の緩和	容器保安規則第22条	充てん率を上げても容器の安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1113	地方公共団体の提案に基づくDMEの貯蔵設備を埋設した場合の保安距離規制の緩和	一般高圧ガス保安規則第22条	貯槽を埋設することにより、爆発等の周囲への影響がどの程度緩和されるのか等に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1114	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションの整備に係る保安検査周期の延長	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第14条（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）	保安検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者からの提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1115	地方公共団体の提案に基づく高圧ガスに係る認定検査実施者による製造施設の自主検査対象の拡大	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（平成11年9月22日立局第1号）	処理能力の増加に伴う危険度評価、事業者の管理能力を客観的に示すもの等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省

1116	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス保安法上の可燃性ガスの製造施設の保安距離規制の緩和	コンビナート等保安規則第5条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1117	地方公共団体の提案に基づく含有酸素可燃性ガスの圧縮禁止条項の緩和	コンビナート等保安規則第5条第2項第1号八	可燃性ガス中の酸素の容量の比率を上げても、安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1118	地方公共団体の提案に基づく他の防液堤配管の通過制限の撤廃	コンビナート等保安規則第5条第1項第3号	たとえば配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための2重配管構造等防液堤の内外に設備を設置しても安全が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1119	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス設備の開放周期の自主基準化	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）	開放検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省
1120	地方公共団体の提案に基づく工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条	たとえば防消火設備等代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	総務省 （消防庁） 経済産業省
1201	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮	公有水面埋立法第27条、第29条	特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと並びに環境保全上著しく影響を及ぼすものではないこと。	国土交通省
1202	公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化	公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号）		国土交通省

1203	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化	港湾法第54条第1項、第55条第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項	構造改革特区地域内の重要港湾において、特定の公共埠頭の一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間事業者が、事業計画を作成し、公共性を担保するための手続を経た上で、港湾管理者が当該事業計画を認定すること。	国土交通省
1204	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和	道路運送車両法施行規則第26条の5、26条の6	特区内の各地方運輸局長が運行目的、距離等を総合的に勘案して判断する特定区間の回送運行に限るとともに、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用するという適切な代替措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。	国土交通省
1205	重量物輸送の車両総重量規制の緩和	車両制限令第3条第2項 道路運送車両の保安基準第4条	車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。 なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断。	国土交通省

1206	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	<p>全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。</p> <p>旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。</p>	国土交通省
1207	交通機関空白の過疎地において、生活交通確保のための有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	<p>全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。</p> <p>先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。</p>	国土交通省
1301	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第12条	<p>一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。</p>	環境省

1302	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第15条	一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風景の保護に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。	環境省
1303	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容認	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第3項	捕獲者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生息地の地理状況に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が同行すること。	環境省
1304	再生利用認定制度の対象品目の拡大	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号 (環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号 (環境大臣が定める産業廃棄物)	再生利用認定の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる以下の廃棄物の範囲内に含まれないものであって、かつその再生利用の内容が生活環境の保全上支障ないこと。 ばいじん又は焼却灰であって廃棄物の焼却に伴って生じたものその他生活環境の保全上支障があるもの 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの	環境省